

令和 7年 業種別労働災害発生状況

(令和7年 9月末現在)

帯広労働基準監督署

区分 業種別		令和 7年 (9月末)			令和 6年 同 期			対 前 年		本年分 業種 割合 (%)
		死 亡	休業 4 日 以上	合 計	死 亡	休業 4 日 以上	合 計	増 減 数	増減率 (%)	
全 産 業 合 計		6	320 (12)	326 (12)	4	363 (11)	367 (11)	-41	-11.2	100.0
除 く 鉱 業 計		6	320 (12)	326 (12)	4	363 (11)	367 (11)	-41	-11.2	100.0
製 造 業			59 (1)	59 (1)	1	56 (2)	57 (2)	2	3.5	18.1
内 訳	食 料 品		27	27		33	33	-6	-18.2	8.3
	木 材 木 製 品		4	4		12	12	-8	-66.7	1.2
	紙 ・ パ ル プ									
	窯 業 ・ 土 石									
	金 属 ・ 機 械		11	11		5	5	6	120.0	3.4
	そ の 他		17 (1)	17 (1)	1	6 (2)	7 (2)	10	142.9	5.2
鉱 業										
土 石 採 取 業			5	5		4	4	1	25.0	1.5
建 設 業		4	26	30	2	43	45	-15	-33.3	9.2
内 訳	土 木 工 事 業	3	9	12	2	13	15	-3	-20.0	3.7
	建 築 工 事 業	1	8	9		14	14	-5	-35.7	2.8
	木 造 建 築 業		2	2		7	7	-5	-71.4	0.6
	そ の 他		7	7		9	9	-2	-22.2	2.1
道 路 貨 物 運 送 業			37 (5)	37 (5)		36 (3)	36 (3)	1	2.8	11.3
その他の運輸業			5 (1)	5 (1)		2	2	3	150.0	1.5
陸上貨物取扱業			1	1				1		0.3
港 湾 荷 役 業			2	2		1	1	1	100.0	0.6
林 業		1	6	7		13	13	-6	-46.2	2.1
漁 業			3	3				3		0.9
卸 売 ・ 小 売 業			39	39		50 (1)	50 (1)	-11	-22.0	12.0
清 掃 業		1	14	15		18 (2)	18 (2)	-3	-16.7	4.6
そ の 他 の 事 業			123 (5)	123 (5)	1	140 (3)	141 (3)	-18	-12.8	37.7
内 訳	農 業		5	5		14	14	-9	-64.3	1.5
	畜 産 業		35	35	1	19	20	15	75.0	10.7
	接 客 娯 楽 業		9	9		21	21	-12	-57.1	2.8
	農 業 協 同 組 合		7	7		10	10	-3	-30.0	2.1
	そ の 他		67 (5)	67 (5)		76 (3)	76 (3)	-9	-11.8	20.6

本統計は、労働者死傷病報告(休業4日以上)により集計したものです。

()内は、交通事故内数です。

令和 7 年 死亡災害発生状況

帯広労働基準監督署

発 生 月	時 刻	業 種	事 故 の 型	起 因 物	災 害 の 状 況
2 月	9 時	建 築 工 事 業	2 メ ー ト ル 以 上 か らの 墜 落 ・ 転 落	開 口 部	食料品製造工場の新築工事現場の天井裏で、被災者は天井断熱パネルの吊り具の点検作業を行っていたが、ブルーシート養生が施された開口部（地上高さ 5 . 8 m）の真下の床面に倒れている状態で発見されたもの。
2 月	1 3 時	そ の 他 の 建 設 業	2 メ ー ト ル 未 満 か らの 墜 落 ・ 転 落	移 動 式 ク レ ー ン	被災者は、会社の土場で移動式クレーン（クレーン付きトラック）に積もった雪を除雪する作業に従事していたが、荷台とアウトリガーの間にはさまった状態で発見されたもの。
2 月	1 0 時	木 材 伐 出 業	激 突 さ れ	立 木 等	私有林において、被災者はチェーンソーで立木の伐倒作業中を行っていたが、伐根直径約 5 0 c m の立木を伐倒した際に、当該立木が縦に裂け、裂けた元玉部分が側にいた被災者に激突したものの。
5 月	8 時	土 木 工 事 業	そ の 他 の 転 倒	積 整 込 地 み ・ 用 運 機 搬 機 ・	建築工事の基礎工事で、被災者はブル・ドーザーによる盛土の敷き均し作業を行っていたが、ブル・ドーザーを停止させ、履帯の上に立ち姿勢を変えたところ、ブル・ドーザーが前進したため、履帯上で転倒し、地面に墜落したものの。
6 月	1 3 時	清 掃 ・ と 畜 業	は さ 込 ま れ 、 巻	動 力 伝 導 機	被災者は、観覧車の点検台（地上から目測 1 0 メートル）の上で、観覧車を運転した状態で、動力を受ける内輪に注油作業をしていたところ、動力を伝達する歯車と内輪との間に左肩から左胸を挟まれ、死亡したものの。
8 月	1 1 時	土 木 工 事 業	2 メ ー ト ル 以 上 か らの 墜 落 ・ 転 落	締 固 め 用 機 械	被災者は、乗用のローラーを運転し、道幅約 4 メートルの砂利道の転圧作業を行っていたところ、砂利道の路肩からローラーごと転落し、約 3 . 4 メートル下の川まで投げ出されたもの。

本件事例には、脳・心臓疾患等によるものは、掲載していません。